

令和7年度小型するめいか釣り漁業緊急支援資金利子補給金交付要綱

制定 令和7年12月19日付け 沿第373号

(趣旨)

第1条 県の交付する令和7年度小型するめいか釣り漁業緊急支援資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 県は、島根県漁業振興資金融資規則（平成12年島根県規則第102号）第2条第4号に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）に対し利子補給金を交付することにより、令和7年度小型するめいか釣り漁業緊急支援資金の融資を受けた漁業者等が融資機関に支払う利子負担の軽減を図ることを目的とする。

(交付の対象となる資金)

第3条 利子補給金の交付の対象となる資金は、島根県漁業振興資金融資規則（平成12年島根県規則第102号）第4条第5号の災害・経済変動等対応資金として定めた令和7年度小型するめいか釣り漁業緊急支援資金とする。

(利子補給金の交付期間)

第4条 利子補給金の交付は、融資を行った日から10年間とする。

(利子補給率)

第5条 利子補給金の交付の率は、年0.3パーセント（漁業協同組合JFしまねについては、年0.15パーセント）とする。

(利子補給金の額)

第6条 県が交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで（以下「上期」という。）及び7月1日から12月31日まで（以下「下期」という。）の各期間における融資の平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額をいう。）に、前条に規定する利子補給率を乗じて算出した額の合計額とする。

(利子補給金の請求)

第7条 融資機関が利子補給金の交付を請求しようとするときは、上期に係る利子補給金についてはその年の7月31日までに、下期に係る利子補給金についてはその翌年の1月31日までに利子補給金請求書（様式第1号）に利子補給金計算書（様式第2号）を添えて知事に提出するものとする。

(利子補給金の支払)

第8条 知事は、前条の規定により融資機関から利子補給金の請求があった場合において、適当で

あると認めたときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

(利子補給金の返還)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 融資機関がその責に帰すべき事由により規則及びこの要綱の条項に違反したとき。
- (2) その他利子補給金の交付に適さないと知事が認めたとき。

(調査)

第10条 知事は、必要があると認めたときは、資金の借受者、融資機関及び全国漁業信用基金協会

(以下「基金協会」という。)に対し必要な調査を実施し、又は報告を求めることができる。

2 資金の借受者、融資機関及び基金協会は、前項の調査又は報告に応じなければならない。

(書類の保管)

第11条 融資機関は、規則第4条に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、この要綱に係る事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならぬ。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付について必要な事項は農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月19日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

島根県知事 様

(融資機関)

住 所

名 称

代 表 者

令和7年度小型するめいか釣り漁業緊急支援資金利子補給金請求書

令和7年度小型するめいか釣り漁業緊急支援資金利子補給金交付要綱第7条の規定に基づき、別紙のとおり利子補給金計算書を添え、 年度 期分の利子補給金を下記のとおり請求します。

記

利子補給金請求額 金 円

(様式第2号)

利子補給金計算書

年度 期分

融資機関 :

資金名	融資実行日	融資額 (円)	債務者		償還 期間 (年)	据置 期間 (年)	期首融資残高 (円)	異動年月日	期中償還額 (円)	償還後残高 (円)	融資期間		融資平均残高 (円)	利子 補給率 (%)	利子補給額 (円)	備考
			住所	氏名							年 月 日	～	日数			
											～			0.3	-	
											～					
											～					
									計	-	-	-	0	-		
											～			0.3	-	
											～					
											～					
									計	-	-	-	0	-		
											～			0.3	-	
											～					
											～					
									計	-	-	-	0	-		
											～			0.3	-	
											～					
											～					
									計	-	-	-	0	-		
												合計（利子補給金請求額）				